

## 吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号。以下「財務規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、吹田市が発注する物品の購入及び製造の請負（以下「物品購入等」という。）について、施行令第167条の5の2の規定による入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 制限付一般競争入札の実施の対象となる物品購入等の契約は、予定価格が1,000万円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 入札が不調の場合（落札者がいない場合）
- (2) 緊急に履行しなければ業務に支障がある場合
- (3) 特殊な物品購入等で事業者が限定される場合
- (4) その他の理由により制限付一般競争入札に適さないと認められる場合

### (公告)

第3条 制限付一般競争入札の公告は、財務規則第94条の規定に基づき行うものとする。

### (入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格業者名簿（物品等各種契約）登載業者であって、案件ごとに定める入札参加種目を希望している者であること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) その他案件ごとに定める要件を満たす者であること。

### (申請書等の提出)

第5条 市長又はその委任を受けて入札を執行する権限を有する者（以下「入札担当者」

という。)は、入札参加資格を確認するために、制限付一般競争入札に参加を希望する者から、所定の期限までに入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び必要な資料を提出させるものとする。

- 2 提出期限までに申請書及び資料を提出しない者は、入札に参加することができないものとする。
- 3 申請書及び資料の受付期間、受付場所、必要な資料等は、入札担当者が別に定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 入札担当者は、前条第1項の規定により申請書等の提出があったときは、当該制限付一般競争入札に係る参加資格の有無について確認するものとする。

- 2 入札担当者は、当該制限付一般競争入札に係る参加資格の有無を確認したときは、書面により申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかった者(以下「資格不認定者」という。)に対しては、その理由を付するものとする。

(資格不認定者に対する理由説明)

第7条 資格不認定者は、入札参加資格確認結果の通知日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求められることができる。

- 2 前項に基づく説明要求は、書面の持参により受け付けるものとし、その他の方法では受け付けないものとする。
- 3 第1項の説明要求があった場合は、原則として、説明要求のあった日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答しなければならないものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、説明要求に関しての手続きについては、別に定める。
- 5 第1項により説明を求めた者が入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)であることが明らかとなった場合は、改めてその旨を通知する。

(仕様書等に対する質問)

第8条 有資格者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問を行うことができる。

- 2 前項の質問に対する回答は、有資格者全員に対して行う。

(入札方法)

第9条 入札は吹田市物品購入契約等入札心得書(以下「入札心得書」という。)に基づき実施する。

- 2 入札心得書に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第3条の規定による公告において明らかにするものとする。

(事後審査型制限付一般競争入札)

第10条 入札担当者は、その必要があると認めるときは、開札後における入札参加資格の審査(以下「事後審査」という。)を行うものとする。

- 2 前項の場合においては、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の

範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

- 3 入札担当者は、落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、必要な書類の提出を求め、事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めた落札候補者を落札者とする。ただし、入札参加資格を認めなかった場合は、その者の入札は無効とし、次順位の落札候補者について事後審査を行うものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。